

令和5年度 佐倉市結婚新生活支援補助事業 (新婚引っ越し・住宅費用補助)

若者世帯の定住化人口の維持増加の促進に資することを目的として経済的理由で結婚に踏み出せない者を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、引っ越し費用・住宅費用を補助します。

補助対象者 (1)～(3)すべてに該当される方	<p>※夫婦のうち、経費を多く負担したかたが申請者となります。</p> <p>(1) 令和5年3月1日以降に婚姻した方</p> <p>(2) 婚姻届出日において、夫婦ともに39歳以下の世帯</p> <p>(3) 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満の方 ※貸与型奨学金の返済がある方はその年間返済額を所得から控除可能 ※夫婦以外の方が同居する場合、その所得も合算する</p> <p>(4) 住宅を取得する際に要する費用として申請をする場合、取得した住宅の持分割合が最も多いこと</p>
対象となる費用	<p>令和5年4月1日～令和6年3月31日までにかかった①～④の費用</p> <p>① 婚姻に伴う引っ越しに係る経費 ※自ら引っ越しを行うための自動車賃借料・燃料代・協力者謝礼及び不用品処分費等は対象外</p> <p>② 婚姻を機に新たに住宅を取得する際に要する費用（契約日は婚姻日の前1年以内）</p> <p>③ 婚姻を機に新たに住宅をリフォームする際に要する費用（契約日 同上）</p> <p>④ 婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要する賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の費用を合計した費用 ※補助金の交付の対象者が勤務する事業者から支給を受けた住宅に係る手当の額を減じます。</p>
補助金額	<p>上限30万円（夫婦ともに29歳以下の場合は60万円）</p>
申請に必要なもの	<p>(1) 補助金交付申請書兼実績報告書（佐倉市役所住宅課の窓口で配布。認印を持参。）</p> <p>(2) 同居予定者全員の住民票（続柄記載。取得後3か月以内の原本。）</p> <p>(3) 同居予定者全員の過年度佐倉市税滞納のないことを証する納税証明書（取得後3か月以内の原本。）</p> <p>(4) 課税(所得)証明書又は非課税証明書（令和4年1月～12月の期間のもの）（取得後3か月以内の原本。） ※夫、妻の両方必要。 ※上記期間のものが無いときは更に前年のものでよい</p> <p>(5) 夫婦の記載のある戸籍謄本又は婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書（原本）</p> <p>(6) 引っ越し又は住宅費用に係る領収書の写し（領収書に内訳が無ければ、内訳が分かる資料も添付する） ※内訳が必要な理由：「引越代一式」などの場合、家財道具の処分費など、対象外経費が含まれる可能性がある</p> <p>(7) 貸与型奨学金の返済がある方はその年間返済額がわかる書類（これが無くても夫婦合算で所得が500万円未満の場合は不要。）</p> <p>(8) 住宅の賃貸借契約書の写し（賃貸住宅の費用が補助対象の場合） ※住宅の取得又はリフォームの場合は、当該契約書の写し</p> <p>(9) 勤務している者が世帯にいる場合は給与明細書又は住宅手当の有無を確認出来る書類</p> <p>(10) その他、市長が必要と認める書類</p> <p>※委任を受けた方が申請する場合は委任状（同居の親族が申請来庁される場合は、委任状不要。）</p>
交付できない方	<p>(1) 国の他の事業による補助対象経費の補助を受けている方</p> <p>(2) 市税を滞納している方</p> <p>(3) 過去に結婚新生活支援補助及び類似の補助金の交付を受けた方（他市町村含む）</p>
募集件数	<p>14件（660万円） ※予定</p>
募集期間	<p>令和5年4月21日(金曜日)～令和6年3月29日(金曜日)（佐倉市役所住宅課の窓口で受付します） ※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。</p>

〔お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎ 043-484-6168〕